# 第１回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業

# 最低賃金専門部会議事録

１　日　時　　令和８年９月 30 日（水）午後１時 03 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
岡山第２合同庁舎　２階共用会議室Ｂ

３　出席者

| | | |
|---|---|---|
| 公益代表委員 | | 岡　山　一　郎 |
| | | 國　光　　類 |
| | | 佐々木　裕　子 |
| 労働者代表委員 | | 沖　田　真　之 |
| | | 高　山　伸　男 |
| | | 野　瀬　仁　志 |
| 使用者代表委員 | | 池　田　実　加 |
| | | 錦　織　勝　輝 |
| | | 松　村　　信 |
| 事務局 | 労働基準部長 | 佐　藤　明　士 |
| | 賃金室長 | 宮　本　洋　子 |
| | 賃金指導官 | 森　井　顕　二 |
| | 労災補償監察官 | 木　村　弘　之 |
| | 監察監督官 | 金　武　邦　洋 |

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第１回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。今年度第１回目の専門部会でありますので、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、全員の委員が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の条件を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項について説明いたします。

１　特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
２　特定最低賃金専門部会の運営について
３　資料の説明について
４　特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
５　今後の審議日程について
６　その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の専門部会になりますので、冒頭、佐藤労働基準部長より御挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、特定最低賃金の委員就任をお引き受けいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

皆様、御承知のとおり、岡山県最賃につきましては、明後日10月２日から1,104円ということで発効される事となっております。審議においては労使各側の委員の皆様の協力もありまして３年ぶりに全会一致で結審したところでございます。労働局としましては、発効日に向けて改定額と支援策の周知を図っているところでございます。

造船関係の皆様方におかれましては、今度は特賃の審議となりますけれども、引き続き制度への御理解、それから改定後の周知につきましても御協力いただければと考えております。

それぞれの専門部会で同じことを申し上げているのですが、特定最賃の審議に当たっては、労使お互いの立場を尊重しつつ、

特に、金額審議では業界の労使の代表としてイニシアティブを発揮いただくことで、最終的には労使間での合意で結論が得られるようお願いします。

今のところこの特定最低賃金は県最賃よりもかなり高い所にありますけれども、全国的にみると金額の差が縮まったり、あるいは優位率が低下したりというような事例もあるところでございます。金額差が無いところは埋没したりという事例もございます。

一方で、この特定最賃が地域独自の産業等として存在している意味合いも重要ではないかというお声もあるところでございます。

私事ですが、岡山近隣の労働局での勤務経験もありまして、広島、それから前任地は愛媛、昔は香川に勤務したことがあります。特に香川局では丸亀署で勤務していましたので、造船所には頻繁にお伺いするということもございました。暑い夏も寒い冬も大変な作業で、気候の影響をもろに受けますし、大きな機械も扱います。化学物質などもたくさんある非常に特殊な産業であります。そういった労働の特殊性を踏まえた上で、各県で特定最賃が設けられていると思います。

瀬戸内地方の地域独自の産業にこの特賃が存在するということ自体、金額の差も勿論そうなのでしょうが人材確保の意味合いもあったりするのかなと思います。

一方で、先行きがなかなか見えない中で、使用者側の賃金支払能力といった点もあり、非常に難しいものと考えております。

地賃の引上げ額とも深く関わってきますので、そういう意味でも年々難しくなっている中での審議でございますけれども、是非、皆様方におかれましては円滑な専門部会運営に向けまして、御理解、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

森井指導官　　それでは、賃金室長よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項（１）の「部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいていますので、私から発表させていただきます。

部会長は佐々木委員、部会長代理は岡山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　ありがとうございます。
それでは、以後の議事につきましては、佐々木部会長にお願いします。

佐々木部会長　　部会長を仰せつかりました、佐々木でございます。どうぞよろしくお願いします。
初めに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度と同様に、改正決定の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。また、特定最賃の審議は中賃の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係労使のイニシアティブにより、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望まれますので、各委員の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。
付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いいたします。

宮本室長　　他部会の状況について、報告させていただきます。
これまでに、電機、鉄鋼、機械、耐火、この４つの部会につきましては、既に必要性ありで結審しております。自動車と小売は今後１回目の開催を予定しております。以上です。

佐々木部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。
特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員２名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は錦織委員にそれぞれお願いしたいと思います。
続きまして、本日の大まかな予定を説明いたします。
まず付議事項（２）「今年度の審議運営」につきまして事務局から説明していただきます。続いて、付議事項（３）「資料の説明」についても事務局からお願いします。
その後に、付議事項（４）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から改正決定の

必要性の有無に係る基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議とし、労使それぞれ５分程度でお願いします。御協力をよろしくお願します。

付議事項（２）「岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

宮本室長　　お手元にお配りしております資料№.２を御覧ください。今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。こちらが資料№.２－①になります。７月 30 日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。こちらが資料№.２－②になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第 11 条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

ここで御留意いただきたいことが２点ございます。１点目は、必要性ありとする場合は、改定する特賃の最低賃金額は、現在の船舶製造・修理業、舶用機関製造業の特定最低賃金額 1,159 円に対して有額とすることが必要となってまいります。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月 18 日に労働者側委員から提出されております「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意下さい。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決議を本審の決議とすることとなります。以上です。

佐々木部会長　　ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（意見なし）

佐々木部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議

会令第６条第５項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった場合は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった場合は、本審で審議を行うこととします。

次に、付議事項「（３）資料の説明」について、事務局からお願いします。

宮本室長　　では、私から資料№.３から№.６と資料№.９について説明させていただきます。

資料№.３は、日本銀行岡山支店が 2026 年９月４日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している」、「設備投資は、増加傾向にある」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている」、「公共投資は、緩やかに増加している」とあります。

２ページの生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている」とされております。

続きまして、資料№.４を御覧ください。

こちらは令和８年８月５日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、令和８年４月と同じ判断となっております。各項目の判断としては、こちらも「住宅建設」を除きまして前回の４月判断と同じ判断となっております。「住宅建設」のみが前年を下回っているということで、下向きの矢印となっています。

また、【先行き】につきましては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。

続きまして資料№.５に移ります。こちらが、岡山県総合政策局が発表した、令和８年６月分として公表しております「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」となります。

生産指数は 108.5 となり２か月ぶりの上昇ということで、対前月比 4.3%となっております。

１ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」がありまして、３ページに「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されております。下から２段目が輸送機械工業となっております。

５ページ目に、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。「特掲業種分類生産指数」のところで、造船業の記載がありまして、昨年の同時期と比べて3.3%減となっています。（２）、（３）のところで数字の頭にアルファベット小文字の「ｒ」が記載されていますが、これは速報値が訂正された部分となっておりますので御留意ください。

次に資料№.６を御覧下さい。岡山労働局職業安定課が公表しております令和８年７月分の「雇用情勢」になります。

雇用情勢のポイントとして「令和８年７月の有効求人倍率は1.33倍で、前月と比べ0.01ポイント低下となっています。

少しページをめくっていただきまして、10 ページを御覧ください。

こちらに「産業別・規模別新規求人状況」ということで、業種別に一覧表にしています。この中の「Ｅ製造業」を御覧ください。７月は前年同月比で＋2.9%となっております。下段の(31)の輸送用機械器具を見ますと、前年同月比で－1.3%となっておりまして、新規求人数がわずかに前年より減っていることが確認できます。

それから、資料№.９を御覧ください。こちらが令和７年度の岡山県特定最低賃金の審議経過と結果の一覧表となっております。こちらも参考にしていただけたらと思います。私からの説明は以上です。

森井指導官　　それでは、私から、資料№.７と８の説明をさせていただきます。船舶製造業における最低賃金基礎調査結果について、説明いたします。

資料№.７を御覧ください。１ページに基礎調査の概要が記載されています。

基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としており。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としておりまして、30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の２分の１を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満や65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の１か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は、26 社、集計調査労働者数は、428 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、714 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の２ページを御覧ください。

Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 2.3%、女性 26.7%、男女合計で 5.3%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 289,179 円、時間当たり平均賃金額 1,742 円、第１・20 分位数 1,156 円、第１・10 分位数 1,218 円、第１・４分位数 1,415 円、中位数 1,662 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、４等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

４ページを御覧ください。上から２番目にある「1,175 円」の階級を見ていただくと累積で「52 人」の労働者がおり、１つ上の「1,174 円」の階級を見ていただくと累積で「50 人」の労働者がおりますので、結局、「1,175 円」の階級には「２人」が属しているということが読み取れるということになります。

３～７ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、９～13 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,149 円」からプラス 110 円の「1,259 円」までが１円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっており

ます。
続きまして、15ページを御覧ください。
このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめたものとなっています。
次に、17 ページを御覧ください。この表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50円引き上げて「1,209円」とすると、8.84%の影響率となります。
以上で基礎調査結果の説明を終わります。
続きまして、資料№.８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。
こちらは、県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を、平成27年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。
令和７年度の船舶製造業の特定最賃は1,159円で110.7%となっております。
また、その次のページの表は、船舶製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。
資料の説明は以上となります。

佐々木部会長　　ただ今の資料説明につきまして、御質問などありますか。

労働者側委員　　ちょっとよろしいでしょうか。
資料№.７の２ページにある未満率ですが、これは毎回質問させていただいているのですが、前年と比べて下がっているのは非常にいいことだと思っているのですが、しかし、ここは０でなければいけないのではと思っています。特に女性の未満率が大幅に上がっています。我々が思っている対象者以外も入っているからだと思いますが、その辺りを労働局側として調査する上で何か感じたことがあれば教えていただきたいですし、我々がこうやって労使でいろいろと話合いながら賃金を上げていこうとする中で未満率が高いということは、使側経営者がまだまだ理解されていないからなのかなというふうにも思ってしまいます。資料をまとめた中で、何か感じたことがあれば教えていただきたいと思います。

佐々木部会長　　事務局の方で何か理由とかありますか。

森井指導官　　こちらの基礎調査ですが、概要のところで説明させていただきましたとおり、18歳未満、又は、65歳以上ですとか、清掃とか、

技能習得中の者で、特定最賃から除外される者は除いていますが、清掃又は片付けの業務に主として従事していても職種欄の記入が他の業務の記載がある場合、調査対象に含まれる可能性がありますので、そこが未満率に反映されている可能性はあります。

それから、最低賃金の減額特例の許可申請という制度がありますが、この許可に該当する者は含まれることとなります。

女性の未満率が高い点ですが、調査自体が無作為抽出で事業所選定されていること、規模が大きな企業になると、その企業の中でも労働者を抽出していますので、毎年同じ企業、同じ労働者ではないことから経年的には比べることはできないので若干増減することはあり得るのかなと思います。

ただ、これまでの調査結果を見ますと、女性の未満率が高いというのは傾向としてあると感じています。

労働者側委員　調査は６月にしているので、休日数が少ないというところで時給にしたときに低く出るというのもありますよね。

森井指導官　そういったところもあると思います。

労働者側委員　最低賃金未満の労働者が存在するということについては、労働局として企業に対する指導を改めてお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

森井指導官　様々な機会を捉え、監督署において適切に対応してまいります。

労働者側委員　よろしくお願いします。

佐々木部会長　ほかに何かありませんか。

（特になし）

佐々木部会長　それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。お時間は 15 分程度でよろしいでしょうか。

（同意する声）

佐々木部会長　では、13 時 50 分ぐらいにお戻りいただければと思います。よろしくお願いします。

宮本室長　　それでは控室に御案内します。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

佐々木部会長　　それでは、全体会議を再開します。
付議事項（４）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ５分程度での発言に御協力下さい。
お聞きする順番ですが、まず、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いします。
それでは、労側の代表の方お願いします。

労働者側委員　　それでは、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金改定の必要性について､労側を代表して考え方を申し述べさせていただきます。
はじめに、輸送機器・船舶の動向および今後の見通しについて触れさせていただきたいと思います。
2025 年１月から 12 月の世界の新造船竣工量ですが、2,920 隻で、前年比 2.8%増となっています。2025 年の国別シェアでは、中国が５割以上を占め、２位の韓国、３位の日本を圧倒している状況にあります。
このような中、日本の造船業を再生するため、2035 年に現状の２倍の建造量を目指した造船業再生ロードマップが策定され、脱炭素化に向けた日本の技術を生かした高度な省エネ船や特殊用途船などの高付加価値需要がより一層高まると見込まれており、中長期的にも造船市場は拡大していくものと考えられます。
有効求人倍率については 2014 年以降、常に１倍を上回っており、製造業においては 2026 年５月では 1.67 倍、今年春に卒業した高校生は 3.69 倍、工業高校においては、31.9 倍と人材獲得競争は引き続き激化している状況にあります。
国土交通省の資料においても建造量が伸び悩んでいる主要因の１つに、設計や現場において人材不足が深刻化と挙げられており、建造量増加に対応するためには人材の確保と育成、定着が技能蓄積型産業である造船業の重要な課題となっています。
一方、本年度の春季生活改善闘争においては、全体が一体感を持って取り組める水準として、昨年と同じ 15,000 円の統一要求水準を掲げ、基幹労連として取り組むこととしました。
結果として、基幹労連全体の回答額の平均は 11,773 円、船重

関係の組織においては、平均13,470円の獲得水準を引き出すことができております。
昨年と比較して回答額は低下しておりますが、300人から999人規模の組織において、平均12,410円と基幹労連全体の平均額を上回っている状況にあります。これは、人材の確保・定着という観点から経営の理解を得られたことで、必要な人への投資を行うという経営の英断を引き出した結果であると受け止めています。
しかしながら、この成果においては、船舶製造・修理業、舶用機関製造業に従事する未組織の労働者は含まれていないのが現状です。
造船産業においては常に厳しい国際競争力に晒される産業であり、自動化を進めるのは困難な工程が多く、現場での熟練技能が必要とされます。そのため、労働者は肉体的、精神的負荷を伴う作業環境下において、昨今の高付加価値な船舶製品への対応等、必然的に高い技術・技能が求められ、その高い技術・技能が現在の高品質と高生産を支えていると認識しています。
そうした中、造船業は大企業だけでできるものではなく、協力会社等含め、多くの労働者で成り立っており、組織労働者の最低賃金との格差改善が求められています。
そのため、産業別最低賃金引上げの取組は産業の魅力を高め、優秀な人材を確保・定着させるという観点からも重要であると認識しています。
これらのことを踏まえ、我々の産業は高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較して厳しいものであることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は地賃や他産業の産別最賃と比較して、より高い水準であるべきであると考えています。
したがって、産業別最低賃金の改定は必要性ありと判断いたします。

佐々木部会長　　ありがとうございます。
何か補足はありますか。

（特になし）

佐々木部会長　　では、続いて使側の代表の方にお願いします。

使用者側委員　　私から述べさせていただきたいと思います。
産別最賃が適用される業種の経済情勢と今後の見通しと、そ

れぞれの具体的な要因と、改定の必要性について述べさせていただくのですが、この内容につきましては後日意見要旨ということで提出をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、経済情勢と今後の見通しです。

近年の地政学リスクの影響を受け、多くの船舶がスエズ運河を避けアフリカ南端経由で迂回するなど世界の海上輸送ルートが大きく変化しており、輸送日数や燃料コストが増加している状況でございます。

この影響により、輸送距離が延び、輸送が貨物量の伸びを大きく上回っていることで海上運賃の高騰、船腹需給のひっ迫、港湾での混雑リスクなどの影響が出ています。

同時に海運トレンドでは世界のＣＯ２排出削減の重要分野となっており、2050 年頃実質ゼロ排出を目標に燃料規制や排出規制を強化しています。このため、ＬＮＧ燃料船の導入やアンモニアなど次世代燃料船の開発が進んでいる状況でございます。

このように世界の海運市場では船腹需給のひっ迫、脱炭素化対応、ＬＮＧ・アンモニア燃料船への転換、船齢 20 年以上の老朽船更新への対応が進んでおり、造船需要は高水準で推移しております。

日本国内の主要な造船所においても 2030 年ごろまで手持ち工事量が埋まっており、その後の新規受注に向けた商談が開始されています。直近では一般社団法人日本中小型造船工業会の調査で国内会員造船所の手持ち工事量が約４年に迫る高水準であることが公表されています。

また、利益率に関しましても世界全体の造船業営業利益率も上昇している中、日本主要造船所の平均利益率は 8.5％と昨年の 8.3％より微増となっております。この結果については日本国内における鋼材・資機材価格など、資材コストが引き続き重い材料になっており、上昇率が低い結果になっているというふうに考えています。

しかし、2021 年以降の価格上昇局面での受注船建造と円安の効果が継続しており、何とか昨年水準の利益率を確保しています。

日本国内主力造船会社においては経済安全保障推進法に基づく船体の供給確保計画について造船業再生基金による設備投資支援を受けて 2035 年までに生産量を倍増するための巨額の設備投資を行うことが決定されています。その中で、地方に立地する造船業では少子高齢化の急速な進展や若年世代の都市部への流出が問題となっており、生産年齢人口の減少が深刻な問題と考えています。日本の造船業では自社社員だけでなく、溶接、

艤装、配管、塗装に従事されている協力会社が重要であることに加え、特定技能生など外国人材への依存割合も増加しています。岡山県での生産年齢人口は 2005 年が約 124 万人だったのに対し、2025 年では約 105 万人、2030 年では推計 101 万人にまで減少すると予測されています。労働人口が減少する中、労働者の確保は直近の課題であると考えております。

足元のプラス要因として考えられることが、受注機会の増加、手持ち工事量の確保、これは需要が高まっているということになっています。

次に、地政学的リスク、次世代燃料船需要増により、船価も高い水準を維持して需要が高まっております。その結果、船価が上昇傾向を維持しており、円安効果もあり、外航船建造の造船所では昨年同様の利益率を予想しております。

これに加えて、経済安全保障推進法に基づく船体の供給確保計画による増産計画が決定しております。

マイナスの要因として考える点としましては、増える需要に対する対策として生産設備の増強だけでなく、既存設備の老朽代替が必要になりますが、こちらに莫大な投資費用が必要となります。

そのほか、人材不足ということで先ほど申し上げたとおり、仕事はあるのですが、人が足りない状況が今後も予測されます。

そのほか、鋼材や資機材価格の上昇、為替リスクが影響してくることが考えられます。

このような状況の中、昨今の政府主導による最低賃金改定の目安額は引き続き目線の高い金額ではありますが、多くの中小企業や舶用メーカー、部品メーカーにより支えられている造船業にとって人件費に及ぼす影響は少なくないとうふうに考えられます。

設備投資を行って、今後増産を目指していくのですが、設備が完成しても技能者が不足し、協力会社が縮小する状況であれば増産に向けての能力を発揮することができないため、設備投資が完成するまで賃金改善を押さえるのではなく、同時に完了までの期間を人材確保期間として、近隣他県、同業種とのバランスをとりつつ賃金改善を計画的に継続するべきと考えております。

結びになりますが、設備投資、計画的賃上げ、人材育成を同時進行し、設備能力拡大、人材確保完了、若手育成完了が将来の望ましい姿であると考えています。

結論として、改善の検討はすべきと回答いたします。

佐々木部会長　　ありがとうございました。
使用者側委員の方から何か補足等ありませんか。

使用者側委員　　いえ、特にありません。

佐々木部会長　　双方から御発言をいただきました。
それぞれ、質疑等ありませんか。よろしいでしょうか。

（特になし）

佐々木部会長　　結論から申しますと、必要性ありということで御認識はよろしいでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、双方から必要性ありというお話をいただき、結論を得ることができました。
それでは、この結論を会長宛て報告したいと思います。
事務局で報告文（案）の準備をお願いいたします。

（事務局報告文を準備し、各委員に報告文（案）を配布）

佐々木部会長　　それでは、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）の読み上げ）

佐々木部会長　　この（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　本年７月 30 日の第 521 回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

佐々木部会長　　では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

佐々木部会長　　（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

佐々木部会長　　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
番号は岡賃審第 39 号です。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ、答申文を手交）

宮本室長　　答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長から挨拶申し上げます。

佐藤部長　　必要性審議につきまして、ありがとうございました。
この後、時間をおいてまた金額審議に入りますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

佐々木部会長　　お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただき、答申することができました。ありがとうございます。
本日の審議はここまでとし、金額審議については、次回、労使より金額提示をしていただきたいと思います。御準備をよろしくお願いします。
次に、付議事項（５）「今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

宮本室長　　先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を３週間とし、10 月 21 日水曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、第２回目の 10 月５日月曜日は中止といたしまして、次回は 10 月 28 日水曜日 13 時からを予定しております。委員の皆様には改めて通知をいたしますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

次回の専門部会は最低賃金法第25条第２項の金額審議のための専門部会となります。以上です。

佐々木部会長　　日程について、何かございますか。

（特になし）

佐々木部会長　　では、次に、付議事項（６）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

宮本室長　　特にありません。

佐々木部会長　　では、最後に委員の皆さんから何かありませんか。

（特になし）

佐々木部会長　　それでは、これをもちまして、第１回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。お疲れ様でした。